

SAGA2024 国スポ・全障スポ白石町売店設置運営要項

1 趣旨

この要項は、「SAGA2024 国スポ・全障スポ白石町おもてなし基本計画」に基づき、白石町で開催する第78回国民スポーツ大会・第23回全国障害者スポーツ大会及び両大会リハーサル大会（以下「大会」という。）に訪れる選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の便宜を図るとともに、特産品等の紹介を行うため、売店の設置及び運営に関して、必要な事項を定める。

2 設置場所

売店の設置場所は、原則として競技会場とする。ただし、SAGA2024 国スポ・全障スポ白石町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、必要に応じてこれを変更することができる。

3 設置期間

売店の設置期間は、原則として競技開始日から終了日までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

4 開設時間

売店の開設時間は、原則として競技開始1時間前から、終了30分後までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

5 出店数等

- (1) 売店の出店数及び位置は、実行委員会が設置会場の状況等を勘案し、別に定める。
- (2) 売店の規模は、原則として1出店者につき1ブースを割り当てるものとし、1ブースの面積その他詳細は、実行委員会が設置会場の状況等を勘案し、別に定める。
- (3) 売店の出店形態は、原則として実行委員会が設置するテントとする。ただし、実行委員会が必要と認める場合に限り、移動販売車その他の形態による出店も可とする。

6 運営設備等

- (1) 出店に伴う設備のうち、テント、机、椅子等は実行委員会が準備

することとし、数量等詳細は、実行委員会が別に定める。

- (2) 発電設備、給排水設備等、上記の他に必要な設備については、実行委員会の許可を受け、出店者が持ち込むものとする。この場合において、火気又は燃料等の危険物を使用する出店者は、消火器を準備し、必ず当該ブース内に設置しなければならない。

7 出店品目

売店において出店を認める品目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) SAGA2024 国スポ・全障スポ記念グッズ
国民体育大会標章または SAGA2024 国スポ・全障スポロゴ及びピクトグラム等を使用した商品で、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は SAGA2024 実行委員会の使用承認を得ているもの
- (2) スポーツ用品
- (3) 地元物産品
- (4) 飲食物
- ア 製造加工品
食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造されたもので、容器包装等により衛生的な措置が取られ、かつ法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの
- イ 現地調理品
あらかじめ食品衛生法令に規定する営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理又は加工のみを行うもので、保健所の営業許可を得ているもの
- (5) 授産施設生産品
- (6) 宅配便
- (7) その他実行委員会が特に必要と認めたもの

8 出店者条件

売店の出店者は、原則として次の各号のすべてに該当する者でなければならない。

- (1) 次の条件のいずれかに該当する者
- ア 白石町内又は佐賀県内に事業所又は移動販売車を有し、申請時において、1年以上営業を継続している者
- イ 過去の国民体育大会、競技別リハーサル大会において出店実績がある者
- ウ その他実行委員会が認めた者

(2) 次の条件のすべてに該当する者

- ア 原則として、売店設置場所ごとの設置期間中、継続して出店できること。
- イ 関係法令等により許可又は登録を要する営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- ウ 関係法令等の違反により、申請時において過去1年間に営業停止等の処分を受けていないこと。
- エ 飲食物を販売する出店者については、申請時において過去3年間に食中毒等の事故歴がないこと。
- オ 申請時において各種納税義務が履行されていること。
- カ 白石町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。また、暴力団員等を従業員等として使用し、又は雇用していないこと。

9 出店申請

出店を希望する者は、期日までに、申請書類を提出するものとする。なお、申請書類の様式及び提出期日等は、実行委員会が別に定める。

10 出店者の選定

実行委員会は、出店を希望する者から申請書類の提出があったときは、本要項に基づいて審査を行うとともに、売店の設置目的、大会参加者等のニーズ、地元物産品のPR等を考慮し、適当と認めた者を出店者として選定し、出店許可を与える。審査にあたっては、必要に応じて関係官庁への調査、照会を行うなど、適正な審査に努めることとし、審査に必要な範囲で、申請書類の提出者に対して追加で書類等の提出を求めることができる。

なお、申請書類の提出者が次のいずれかに該当するときは、当該提出者を優先して出店者に選定することができる。

- (1) 佐賀県内に事業所等を有する福祉施設又は当該施設を運営する法人等
- (2) 類似品目を取り扱う提出者が複数存在する場合、白石町内に事業所を有する者又は白石町の特産品等を取り扱う者
- (3) その他実行委員会が適当と認めた者

11 出店にかかる経費等

- (1) 出店料は無料とする。

(2) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。

1.2 売店責任者の設置

(1) 出店者は、出店するにあたり、当該従事者等の中から売店責任者を定め、実行委員会に報告しなければならない。

(2) 売店責任者は、当該売店設置期間中、会場に常駐し、実行委員会の指示に従い、各種法令等（本要項を含む）を遵守した売店の管理運営及び販売員等の指導に努めなければならない。

1.3 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は運営を第三者に委託すること。

(2) 商品を不当な価格で販売すること。

(3) 指定された場所以外で立ち売り又は呼び込み販売をすること。

(4) 指定された場所以外で飲食物の調理、加工等を行うこと。

(5) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、土産品等として実行委員会が認めた場合はこの限りではない。

(6) 許可を受けた品目以外のものを販売すること。

(7) 拡声器や音響機器類を使用すること。

(8) 施設の付帯設備（電源等）を実行委員会の許可なく使用すること。

(9) その他、大会運営に支障をきたす恐れのある行為をすること。

1.4 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 接客にあたり、大会参加者等に対するおもてなしの心で親切丁寧な対応を心掛けること。

(2) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。

(3) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生した廃棄物等は出店者が毎日搬出し、常に環境美化に努めること。

(4) 販売品等には、関係法令等の定めるところにより適正な表示を行うとともに、販売価格を明示すること。

(5) 販売品等の搬出及び搬入に使用する車両には、実行委員会が交付する駐車許可証を掲示すること。なお、原則として許可証は1

出店者につき1台分の発行とする。

- (6) 販売品用の搬入及び搬出は、大会運営に支障の無いよう実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 販売員等は、実行委員会が交付するIDカードを常に着用すること。
- (8) 電気、ガス及び水等、調理又は販売等に必要なのは、各出店者において準備すること。
- (9) 飲食物を販売する場合は、ブース前にごみ箱を設け、空き容器、食べ残し等を回収すること。
- (10) 食品を販売する場合は、出店者として選定された後速やかに保健所に必要な届出を行うとともに、食品衛生関係法令を遵守し、保健所の指導に従うこと。
- (11) 食品を販売する場合は、食品衛生関係法令の基準に従い、必要な陳列、保管又は冷蔵の設備を設け、容器包装等により汚染防止の措置を講ずること。
- (12) 天候の悪化又は災害の発生等の事情により、実行委員会がやむを得ず危機回避のため売店撤去等の指示を行った場合は、直ちにその指示に従うこと。
- (13) その他関係法令等を遵守し、施設管理者及び実行委員会の指示に従うこと。

1.5 管理運営

売店における販売品、販売設備及び金銭等の管理は、出店者が責任を負い、火災、盗難その他不可抗力による災害に対しては、実行委員会は一切の責任を負わない。

1.6 事故発生時等の対応

- (1) 売店において、事件又は事故等が発生したときは、売店責任者は速やかに初期対応を行うとともに、直ちに実行委員会に連絡し、その指示に従う。
- (2) 売店において、不審者又は不審物を発見したときは、直ちに実行委員会に連絡し、その指示に従う。

1.7 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次の各号のいずれかに該当したときは、出店許可を取り消すことができる。

- (1) 関係法令等（本要項を含む）に違反したとき。
- (2) 会長が出店者として不適当であると認めたとき。

1.8 原状回復

出店者は、売店設置期間終了後、速やかに販売品等を搬出し、原状回復を行わなければならない。この場合において、実行委員会は原状回復状況の確認を行い、出店者が原状回復を怠ったと認められるときは、当該出店者に代わってこれを行い、これに要した費用を当該出店者に請求することができる。

1.9 損害賠償

出店者は、出店した競技会場等において施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負う。なお、損害賠償に備え、損害保険等に参加するものとする。

2.0 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等、実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店の準備に要した経費等の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。

2.1 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、売店の設置及び運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 全国障害者スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会リハーサル大会における売店の設置及び運営については、SAGA2024 実行委員会と協議のうえ、必要に応じてこの要項を準用する。